

屋外広告物のルールを守り、
良好な景観形成と公衆に対する危害防止に
努めましょう。

広告主の皆様へ

『屋外広告物を表示する時は原則許可が必要です』

八幡浜市では、八幡浜市屋外広告物条例(平成19年7月1日施行、それ以前は愛媛県屋外広告物条例に基づく)を制定し、良好な景観形成と公衆に対する危害防止のため、屋外広告物について必要なルールを定めています。この条例による規制は、**個人が所有する土地・建物等に設置された屋外広告物も対象**となります。

- ①常時又は一定の期間継続して、②屋外で、③公衆に表示されるもので、
 - ④看板、立看板、はり紙及びはり札、並びに広告塔、広告板、建物
その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもので、
営利を目的としないものも含まれ、行事・催し物の案内板等も含まれます。
- また、許可不要のものもありますので、詳しくは八幡浜市建設課まで。



アドバルーン

広告塔

屋上広告物

のぼり

突出し広告物

壁面広告物

立看板

道標・案内板

【屋外広告物の例】

× 屋外広告物を設置・掲出できない場所

(例)ガードレール・道路標識・街路樹・消火栓など

※八幡浜市内で設置・掲出される屋外広告物は、市条例の適用を除外される場合を除き八幡浜市長の許可が必要です。

許可不要の例： 自己の氏名、店名、商標等や営業内容を表示するため、自己の住所や営業所等に
表示するもので、表示面積が10m²以下で個別基準をクリアしている自家用広告物

屋外広告物の安全管理が必要です。



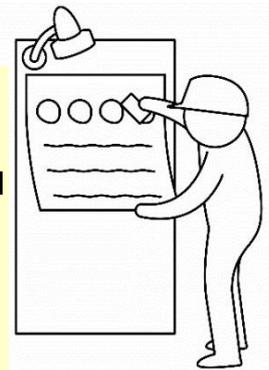
広告物は雨風にさらされ、時間の経過とともに**老朽化**していきます。外見からでは分からなくても「ひび割れ」「腐食」「ボルトの緩み」など、危険な状態になっていることがあります。危険な広告物を放置して倒壊や落下などの事故が起きた場合、**歩行者など第三者を危険にさらし、取り返しのつかない状況を招く恐れがあるばかりでなく、多額の賠償責任を負い、さらには自らの信用を一瞬で失うことにもなりかねません。**

『管理者の設置』

広告主(設置者や管理者)は、広告物を常に**良好な状態に保つために、補修その他の必要な管理**を行わなければなりません。

八幡浜市では、**規模の大きな広告物**(「貼り紙、貼り札、立看板、広告旗」または「表示面積が10m²以下かつ高さが4m以下」の広告物等を除く)について、**屋外広告士や建築士などの資格を有する管理者の設置を義務付けています。**

※設置不要のものもありますので、詳しくは八幡浜市建設課まで。



『安全点検の実施』

広告主(設置者や管理者)は、**定期的な安全点検や清掃、修繕などのメンテナンスを行い、広告物の適正な維持管理に努めなくてはなりません。**



安全点検は**専門業者に依頼して、必要に応じ広告物の内部を調査するなど、広告物の状態に見合った方法で実施し、点検の結果、異常が認められた場合には、速やかに対応を行い、事故を未然に防ぎましょう。**

八幡浜市では、許可を受けた**広告物の更新申請(様式有り)に、管理者の点検・報告を義務付けています。**

◇屋外広告物制度に関するお問い合わせ◇

八幡浜市建設課管理係 屋外広告物担当

〒796-0292 八幡浜市保内町宮内1-260

TEL:0894-22-3111 FAX:0894-37-2646 E-mail:kensetu@city.yawatahama.ehime.jp